

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 告 示

- 収納事務の委託【建設局総務部総務課】 2
- 徴収事務の委託【小倉北区役所まちづくり整備課】 3
- 土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定の一部解除【環境局環境監視部環境監視課】 4
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 5
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局美術館普及課】 6
- 道路の区域変更（4 件）【建設局総務部管理課】 7
- 道路の区域決定（2 件）【建設局総務部管理課】 1 2
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 1 4
- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 1 5

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 1 6
- ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】 1 7

北九州市告示第 229 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、まちの眺め方が変わる北九州の蔵出し情報誌 DOBOKU 思わず行ってみたくなる 130 選の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 5 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目 23 番 5 号	平成 30 年 4 月 1 日か ら平成 31 年 3 月 31 日まで
株式会社西日本ミュージアムサービス	北九州市八幡東区東田 二丁目 4 番 1 号北九州 市立自然史・歴史博物 館内	

北九州市告示第 230 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立三萩野公園駐車施設における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 5 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
トステム株式会社北九州支社	北九州市戸畑区川代二丁目 1 番 2 号	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 2 3 1 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、平成 2 8 年北九州市告示第 4 4 7 号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、同法第 1 5 条第 1 項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

平成 3 0 年 5 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定解除する形質変更時要届出区域の所在地  
北九州市八幡西区大字浅川 6 3 4 番、6 5 9 番 1、6 5 9 番 4 及び大字小敷 7 0 9 番 1 の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号。以下「規則」という。）第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称  
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 規則第 3 1 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の名称  
水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

北九州市告示第 2 3 2 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、同法第 1 5 条第 1 項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

平成 3 0 年 5 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 形質変更時要届出区域の所在地  
北九州市小倉南区大字朽網 3 9 1 4 番 5 8 の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号。以下「規則」という。）第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の名称  
セレン及びその化合物、砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 規則第 3 1 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の名称  
セレン及びその化合物、砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 4 規則第 5 8 条第 5 項第 9 号から第 1 1 号までの該当性  
規則第 5 8 条第 5 項第 1 1 号（埋立地管理区域）に該当

北九州市告示第 2 3 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立美術館及び北九州市立美術館分館における観覧料及び物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 5 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社アダチ	北九州市戸畑区中原新町 1 番 3 号	平成 3 0 年 4 月 1 日か ら平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 234 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 5 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
273	築地汐入線	前	八幡西区黒崎城石 2280 番 14 地先から 八幡西区藤田三丁目 56 番まで	8.0 ～ 28.0	345.0
		後	八幡西区黒崎城石 2280 番 1 地先から 八幡西区藤田三丁目 62 番まで	19.0 ～ 32.0	345.0

北九州市告示第 2 3 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 5 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
4 7 2 9	藤田 2 6 号線	前	八幡西区藤田二丁目 2 1 3 番 4 地先から 八幡西区藤田二丁目 2 1 5 番 3 地先まで	8.0 ～ 10.0	69.0
		後	八幡西区藤田二丁目 2 1 8 番 2 地先から 八幡西区藤田二丁目 2 1 5 番 1 地先まで	9.0 ～ 14.0	73.0
4 7 4 3	藤田 4 0 号線	前	八幡西区田町二丁目 2 0 5 5 番 4 地先から 八幡西区田町二丁目 2 3 3 4 番 4 8 番地先まで	9.1 ～ 10.4	90.0
		後	八幡西区田町二丁目 2 1 9 0 番 1 地先から 八幡西区田町二丁目 2 0 5 0 番 1 地先まで	8.0	83.0
4 7 4 4	藤田 4 1 号線	前	八幡西区黒崎城石 2 3 3 1 番 1 5 地先から 八幡西区黒崎城石 2 3 2 9 番 1 5 地先まで	10.0 ～ 11.0	90.0

		後	八幡西区黒崎城石 2 3 3 0 番 1 0 から 八幡西区黒崎城石 2 2 8 2 番 2 地先まで	4.0 ~ 6.0	75.0
--	--	---	--	-----------------	------

北九州市告示第 236 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 5 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
25	門司行橋線	前	小倉南区下曾根一丁目 2 3 1 4 番 2 地先から 小倉南区下曾根三丁目 2 4 5 2 番 1 地先まで	11.0 ～ 16.0	447.0
		後	小倉南区下曾根一丁目 2 3 1 4 番 2 から 小倉南区下曾根三丁目 2 4 5 2 番 1 地先まで	20.0 ～ 24.0	447.0

北九州市告示第 237 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 5 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
709	下曾根 2 号線	前	小倉南区下曾根三丁目 2 2 4 6 番 6 地先から 小倉南区下曾根二丁目 2 5 7 4 番 1 地先まで	8.0 ～ 13.0	400.0
		後	小倉南区下曾根三丁目 2 2 4 6 番 6 から 小倉南区下曾根二丁目 2 5 7 4 番 1 まで	16.0 ～ 21.0	400.0

北九州市告示第 238 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 5 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
6302	下曾根 83号 線	小倉南区下曾根一丁目2254 番5地先から 小倉南区下曾根三丁目2240 番11まで	21.0 ～ 33.0	122.0

北九州市告示第 239 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 5 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1879	汐井町牧山海岸 1 号線	戸畑区汐井町 2 番 101 地先から 戸畑区牧山海岸 3 番 8 まで	13.0 ～ 29.3	421.0

北九州市告示第 240 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 5 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
503	浅川台 1 号線	前	八幡西区浅川台三丁目 9 8 1 番 2 7 地先から 八幡西区浅川台三丁目 9 8 1 番 6 2 地先まで	6.9 ～ 7.0	121.5
		後	八幡西区浅川台三丁目 9 8 1 番 2 7 から 八幡西区浅川台三丁目 9 8 1 番 5 6 まで	25.3 ～ 26.5	113.5
1180	浅川台 4 2 号線	前	八幡西区浅川台三丁目 9 8 1 番 6 2 地先から 八幡西区浅川台三丁目 9 7 4 番 3 5 地先まで	6.3 ～ 8.8	187.3
		後	八幡西区浅川台三丁目 9 8 1 番 6 7 から 八幡西区浅川台三丁目 9 7 4 番 3 5 まで	22.9 ～ 38.0	173.5

北九州市告示第 241 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 5 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1878	戸畑牧山 1号線	戸畑区大字戸畑255番19 7地先から 戸畑区牧山海岸3番38地先 まで	18.5 ～ 153.0	1,620.0

北九州市公告第 3 2 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成 3 0 年 5 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡東区清田二丁目 1 5 番 2、1 5 番 5 から 1 5 番 3 6 まで、3 9 2 番 5 及び 3 9 2 番 8 から 3 9 2 番 1 0 まで	北九州市若松区高須東三丁目 6 番 6 号 有限会社コムサイト 代表取締役 西田雅貴
北九州市小倉南区大字新道寺 3 9 9 番 2 から 3 9 9 番 1 0 まで及び 4 0 0 番 7 から 4 0 0 番 1 8 まで並びに無番のうち	北九州市小倉南区大字新道寺 9 9 番地 4 有限会社シンワホーム 代表取締役 前田 朗

## 北九州市公告第322号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第19条の規定により送付された、ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書について、同法第20条第4項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第34条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月22日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 廃棄物について

本事業実施区域は、過去に廃棄物等を埋め立てた場所であるため、今後の工事に当たっては関係法令を遵守し新たな環境負荷を生じないよう適切な対策を講ずること。

### 2 生物種への影響について

#### (1) 動物について

本事業計画によるチュウヒ等重要な種の飛翔経路に及ぼす影響を立体的に評価し、その結果を環境影響評価書に記載すること。また、評価の結果により予測の不確実性の程度が大きい場合は適切なタイミングで事後調査を実施し、必要に応じ適切な対策を講ずること。

#### (2) 植物について

本予測・評価において適地への移植や播種<sup>は</sup>を行うとされているミゾコウジュ、リュウノヒゲモ、カワツルモについて、専門家の指導・助言を得ながら適地及び移植の時期等を選定すること。また、移植を行った後の生育状況について、事後調査を実施し、必要に応じ適切な対策を講ずること。

### 3 温室効果ガスの排出削減について

本事業は、最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況（BATの参考表）（平成26年4月）に記載されている方式の採用に努めることとしているが、同表は平成29年2月に更新されるなど発電技術の革新スピードは非常に速いため、今後も引き続き、運転開始時期における最新の発電技術の採用の検討を継続すること。

また、本市は平成29年11月に環境基本計画を改定し、今後、5年ごとの実行計画等の見直しを通じて、国の長期目標（2050年80%削減）を実現した超低炭素社会を目指すこととしており、運転開始以降も、同長期目標の達成に向け、最新の温室効果ガスの排出削減対策が実用化された場合は積極的に採用する等、その時々において、最善の対策を講ずるよう努めること。